



<備考>

1. この届出書は、出産予定日の6カ月前から提出することができます。
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。

<注意事項>

1. 軽減措置の対象となる「出産」とは、妊娠85日（4カ月）以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。
2. この届出書に基づく国民健康保険税軽減の処理に当たり、市民課・税務課から市の他部署に対し、市の保有する情報を照会する場合があります。

<添付資料>

届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。

出産前：出産の予定日を確認できる書類

- ・親子（母子）健康手帳

※お持ちでない場合は、医療機関が発行した証明書等、出産の予定日及び単胎又は多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類

出産後：出産の日及び出産した方と当該出産に係る子と住民票上別居の方のみ

- ・親子（母子）健康手帳

※お持ちでない場合は、戸籍謄（抄）本、医療機関が発行した証明書等、出産日、出産した方と当該出産に係る子との身分関係及び単胎又は多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類

死産等：死産証明書、死胎火葬許可証、親子（母子）健康手帳、医療機関が発行した証明等

※死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類